

令和8年6月1日

保護者の皆様へ

東京都立世田谷泉高等学校長

林 達也

6月3日の台風接近にともなった対応について

初夏の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、6月3日（水）に、台風6号が勢力を伸ばし接近してくることが予想されております。警報や交通機関等の状況等によっては、登校に支障がでる可能性も予測されます。高校生のてびきの通り対応おこないますので、ご連絡をさせていただきます。

7 授業時程の変更等 (高校生活の手引き P7 抜粋)

地震や台風の接近、交通機関等の状況、感染症の発症状況等により、授業実施が困難な場合、また、登下校時の安全確保に困難な状況が予測される場合は、始業時刻の繰下げ・終業時刻の繰上げを下記の通り行います。

(1) 始業時刻の繰下げ・終業時刻の繰上げをおこなう事由

- ① 東京23区西部または多摩北部に大雪、暴風、台風による大雨のいずれかの警報が発令された場合
- ② 登校時間帯に京王線の明大前から調布間が相当時間にわたって不通および不通になることがあらかじめ見込まれる場合
- ③ その他の理由により登・下校時の安全確保が困難であると見込まれる場合

(2) 始業時刻の繰下げの場合の授業時程

前項により始業時刻の繰下げを行う場合は、次の内容を目安とします。

- ① 7時以前に警報が解除の場合 ⇒ 1時限（8時40分）より平常授業
- ② 7時より後で10時以前に警報が解除の場合 ⇒ 5時限（12時50分）より授業開始
- ③ 10時より後で14時以前に警報が解除の場合 ⇒ 9時限（17時00分）より授業開始
- ④ 警報解除が14時より後の場合 ⇒ 「自宅学習」

お子様には、台風状況を見て安全に登校をするようにお声掛けください。また欠席・遅刻する場合は、必ず連絡をお願いします。ClassiやTeamsを使用して、確実に連絡をお願いします。

交通機関の乱れによる遅延の場合は、遅延証をかならずもらい授業担当者に提示するようお声かけください。